

広島県水道広域連合企業団管理規程第53号

広島県水道広域連合企業団熊野町水道事業における水道事業給水規程を次のように定める。

令和5年3月31日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団熊野町水道事業における水道事業給水規程

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 給水装置の構造及び材質（第3条・第4条）
- 第3章 給水装置の工事及び費用（第5条—第9条）
- 第4章 給水（第10条—第15条）
- 第5章 料金、手数料、加入金及び工事負担金（第16条—第23条）
- 第6章 管理（第24条）
- 第7章 貯水槽水道（第25条）
- 第8章 雑則（第26条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、別に定めがあるもののほか、熊野町水道事業（広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第1号）第2条第1号に定める熊野町水道事業をいう。以下同じ。）に係る広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程の用語の意義は、条例の定めるところによる。

第2章 給水装置の構造及び材質

（給水装置の構造及び材質）

第3条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「施行令」という。）第6条によるほか、次に掲げる各号の基準に適合しなければならない。

- (1) 給水装置は、給水管及びこれに直結する給水用具（分水栓、止水栓その他給水用機器をいう。）をもって構成するものとする。ただし、企業長がその必要がないと認めるときは、その一部を設けないことができる。
- (2) 給水装置には、量水器ますその他の附属用具を備えなければならない。
- (3) 給水管の口径は、その給水装置の使用水量その他の事情を参酌して、企業長が定める適当な大きさによらなければならない。ただし、特別の理由があると認められ

る場合は、この限りでない。

- (4) 給水管の口径等に比して著しく多量の水を一時に使用する箇所には、貯水槽を設置しなければならない。
- (5) 給水装置の材料の種類は、別に企業長が定めるところによらなければならない。
- (6) 給水管は、公道内の車道及び歩道並びに路肩部分については道路管理者の許可によるものとし、私道内においては60センチメートル以上、宅地内においては30センチメートル以上の深さに埋設するものとする。ただし、技術上その他やむを得ない場合はこの限りではない。

(給水管及び給水用具の指定)

第4条 条例第8条第2項の規定により企業長が指定する材料は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 産業標準化法（昭和24年法律第185号）第30条第1項により主務大臣が指定した品目であつて、同項により鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に同法第20条第1項に規定する日本産業規格に該当するものであることを示す特別な表示を付することの主務大臣の許可を受けた工場又は事業場で製造された製品で、当該特別な表示が付されたもの
- (2) 製品が施行令第6条に適合することを認証する機関が、その品質を認証したもの
- (3) 製造又は販売業者が自らの責任において、当該製品の施行令第6条に定める構造材質基準への適合性を証明したもの

2 前項の規定にかかわらず、施工技術その他の理由により企業長がやむを得ないと認めたととき、若しくは地質その他の理由によりその使用が適当でないと認めたとときは、前項各号の規定により企業長が指定した材料以外の材料を使用することができる。

第3章 給水装置の工事及び費用

(給水装置工事の申込み)

第5条 条例第5条に規定する給水装置工事の申込みは、企業長が別に定める様式による申込書（以下「申込書」という。）の提出をもって行う。

(給水装置工事承認の取消し)

第6条 条例第36条の規定における加入金について納入通知書を発した日から30日以内にこれを納付しないときは、当該給水装置工事の申込みは取り消したものとみなす。

2 前項に係る手数料は、還付しないものとする。

(給水装置使用材料の証明)

第7条 企業長は、条例第7条第2項に規定する設計審査又は工事検査において、指定給水装置工事業業者に対し、当該審査又は検査に係る給水装置工事で使用される材料が施行令第6条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。

2 企業長は、前項の規定により企業長が求めた証明が提出されないときは、当該材料の使用を制限し、又は禁止することができる。

(利害関係人の同意書等の提出)

第8条 次の各号に該当するときは、条例第7条第3項の規定により、利害関係人の同意書その他の書面の提出を求めるものとする。

- (1) 他の者の給水装置から分岐して給水装置を設置するとき。
- (2) 他の者の所有地を通過し、又は他の者の所有する土地に給水装置を設置しようとするとき。
- (3) その他企業長が必要と認めたとき。

(費用の負担)

第9条 条例第24条第2項ただし書の規定の適用は、次の場合とする。

- (1) その修繕部分が公道下の場合（臨時の給水装置を除く。）
- (2) 災害その他企業長が必要と認めたとき。

第4章 給水

(メーターの設置)

第10条 条例第20条第1項に規定するメーターは、工事検査合格後に設置する。設置する基準については、建築物1棟につき1個を設置するものとする。ただし、同一使用者が同一敷地内に設置する2以上の建物で、同一目的をもって水道を使用するときは、1棟の建築物とみなす。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する建築物については、メーターを2個以上設置することができるものとする。

- (1) 建築物が2以上に区分されており、各部分の使用者がそれぞれ異なると認められるとき。
- (2) 共同住宅等の貯水槽を有する建築物
- (3) 前号に該当するもののほか、企業長が必要と認めたとき。

3 メーターは、次の各号に定める基準に基づき設置する。

- (1) 原則として建物の外であって、当該建築物の敷地内
- (2) 原則として給水装置の配水管又は他の給水管からの分岐に最も近い位置で、官民境界から1メートル以内
- (3) 点検及び取替作業が容易に行うことができる場所
- (4) 衛生的で損傷のおそれがない場所
- (5) 水平に設けることができる場所

(メーターの管理)

第11条 条例第21条第3項の規定により、水道使用者等はメーターの設置場所にその計量又は機能を妨害するような物件及び工作物を設置してはならない。

2 企業長は、必要があると認めたときは、既設のメーター設置場所を変更させることができる。

3 第1項に規定する物件及び工作物の撤去並びに前項に規定するメーターの設置場所の

変更に要する費用は、水道使用者等の負担とする。

(給水の申込み)

第12条 条例第17条の規定による給水の申込みは、企業長が別に定める方法をもって行う。

(代理人及び管理人の届出)

第13条 条例第18条の規定による代理人又は条例第19条の規定による管理人は、連署で届け出なければならない。代理人若しくは管理人を変更し、又はその住所を変更したときも、また同様とする。

(各種の届出)

第14条 条例第22条の規定による届出は、企業長が別に定める方法をもって行う。

(給水装置及び水質の検査)

第15条 条例第25条第1項の規定による検査の請求及び結果の報告は、企業長が別に定める方法をもって行う。

2 条例第25条第2項に規定する特別の費用を要する場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 給水装置については、その構造、材質若しくは機能又は漏水についての通常の検査以外の検査を行うとき。

(2) 水質については、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査等飲料の適否に関する検査以外の検査を行うとき。

第5章 料金、手数料、加入金及び工事負担金

(月の定義)

第16条 料金算定の基礎となる「月」とは、隔月の定例日のものにあつては、前回の定例日から次回の定例日までを2か月とし、これを二分したものをいい、毎月定例日のものにあつては、前回の定例日から次回の定例日までをいう。

(定例日)

第17条 条例第30条第2項に規定する定例日は、毎月8日から14日までの計量を行う日をいう。

(使用水量の端数計算)

第18条 メーターの計量の際、使用水量に1立方メートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(特別な場合における料金の算定)

第19条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用を中止したときの料金は次のとおりとする。

(1) 使用水量が、基本水量の2分の1以下のとき、基本料金の2分の1

(2) 使用水量が、基本水量の2分の1を超えるときは、1か月として算定した金額

2 算定期間は、使用開始日から起算して次の定例日まで(使用を中止するときは、使用開始日又は定例日から起算して使用を中止する日まで)を1か月として算定し、その

日の属する月分として取り扱う。

- 3 同一名義人等において、水道の使用の開始及び中止が中断することなく繰り返し連続する場合は、給水契約が継続しているものとしてみなすことができる。

(料金の算定及び徴収方法)

第20条 料金は、隔月の定例日のものにあつては、2か月使用水量を二分したものを定例日の属する月及び前月分の使用水量として算定し、定例日の属する月及び翌月に徴収する。

- 2 毎月の定例日のものにあつては、その使用水量を定例日の属する月分として算定し、定例日の属する月に徴収する。ただし、企業長が必要と認めたときは、2か月分をまとめて徴収することができる。

(料金の納期限)

第21条 料金の納期限は、次に定めるところによる。

- (1) 納入通知書により料金を徴収する場合 定例日の翌月の25日
- (2) 口座振替により料金を徴収する場合 企業長が定める指定振替日
- (3) 前2号に規定する日が休日に当たる場合 それぞれ翌日以降に繰り下げた日

(使用水量の認定基準)

第22条 条例第31条の規定による使用水量及び用途を認定する方法は、次のとおりとする。

- (1) 前3か月の使用水量の合計に、3分の1を乗じて得た量
- (2) 前年度以前の同期の使用水量その他の事実を参酌して得た量
- (3) 前2号に規定する認定水量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(過誤納等による料金の精算)

第23条 料金の過誤納等による還付金又は追徴金は、次回以降の料金で精算することができる。

第6章 管理

(料金の徴収を免れた者に対する過料処分基準)

第24条 条例第44条の規定による料金の徴収を免れた者に対する過料処分の基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 詐欺その他不正の行為をする意思がなかったと認められる者で、かつ、その期間が3か月以上のもの 徴収を免れた金額の1倍に相当する額以上2倍に相当する額以下
- (2) 詐欺その他不正の行為をする意思があったと認められる者で、かつ、その期間が2か月未満のもの 徴収を免れた金額の2倍に相当する額以上3倍に相当する額以下
- (3) 詐欺その他不正の行為をする意思があったと認められる者で、かつ、その期間が2か月以上のもの 徴収を免れた金額の3倍に相当する額以上5倍に相当する額以

下

- (4) 特に悪質な詐欺その他不正の行為をしたと認められる者 徴収を免れた金額の5倍に相当する額

第7章 貯水槽水道

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等)

第25条 条例第27条第2項の規定による管理及び検査は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第55条に規定する基準に準じて管理するよう努めること。
- (2) 前号の規定による管理に関し、1年以内ごとに1回、定期的に、給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する検査を行うよう努めること。

第8章 雑則

(申込書等の様式)

第26条 申込書等の様式は、企業長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。